

甲斐国造の系譜に 関する一考察

鈴木正信

Masanobu Suzuki

滋賀大学 経済学部 特任准教授

I はじめに

筆者は以前、古代の甲府盆地に本拠を構えた甲斐国造の「氏姓」(1)について考察を行った(2)。そこでは、これまで言われてきた「日下部直」説や「日下部公」説には再検討の余地があること、二条大路木簡に「左大舍人甲斐□」(3)と記したものがあり、この「甲斐」は甲斐国造の後裔氏族のウヂナと見られること、甲斐に分布する氏族には直姓をもつものが極めて多く、甲斐国造のカバネも「直」であった可能性が高いことなどから、少なくとも庚午年籍以前における甲斐国造の「氏姓」は「甲斐直」であったことを明らかにした。また、従来の地域史理解では、四世紀後半段階の東日本で最大規模を誇った甲斐銚子塚古墳の存在などから、かつての甲斐にはヤマト王権と並ぶ強大な勢力が存在したが、この勢力のちに王権によって服属させられ、従属性の高い地

方官に変容していったとする見方が一般的であった(4)。しかし、上記の考察結果から、こうした理解には修正が必要であることを指摘し、むしろ甲斐国造は王権の地方支配体制に積極的に参加することで、中央と接触・交流の機会を獲得し、それによって当該地域に対する支配権の承認として、王権から「甲斐直」という「氏姓」が与えられたことを論じた。これを踏まえて本稿では、甲斐国造と中央との結びつきに焦点を当ててみたい。その際、まず注目すべきは、甲斐国造が中央氏族である和邇臣氏との間に形成した同祖系譜である。『記』開化段には、

若倭根子日子大毘毘命、坐春日之伊邪河宮、治天下也。此天皇(略)又娶丸邇臣之祖、日子国意祁都命之妹、意祁都比賣命(意祁都三字以音)生御子、日子坐王。(柱)次日子坐王(略)又娶春日建国勝戸賣之女、名沙本之大閼見戸賣、生子、沙本毘古

1 本稿で用いる「氏姓」は、庚午年籍以前に甲斐国造に任命された特定個人が称していた「職名的称号」を指している。

加藤晃「我が国における姓の成立について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九七二年)。

須原祥二「仕奉」と姓」(『古代地方制度形成過程の研究』)

吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇三年)、篠川賢「国造の「氏姓」と東国の国造制」(あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館、二〇〇五年)など参照。

2 拙稿「甲斐国造の「氏姓」に関する再検討」(『日本史研究』五八四、二〇一一年)。

王。(略)次沙本毘古王者(日下部連、甲斐国造之祖。)(略)

とあり、この記事によれば、甲斐国造はサホビコの後裔とされている。一方『国造本紀』甲斐国造条には、

甲斐国造

纏向日代御世、狭穂彦王三世孫臣知津彦公此字

〔子カ〕塩海足尼、定賜国造。

とあり、ここでは景行天皇の時代に、サホビコの三世孫に当たる臣知津彦公の子の塩海足尼が、初代の甲斐国造に任命されたとしている。周知の通り、サホビコは妹のサホビメとともに反乱を起こしたと伝えられる人物である(『記』垂仁段、『紀』垂仁四年九月戊申条)。前掲した『記』開化段の系譜記事によれば、和邇臣氏の始祖であるヒコクニヲケツの妹のヲケツヒメと、開化天皇との間に生まれたのがヒコイマスであり、そのヒコイマスと沙本之大間見戸売の間に生まれたのが、サホビコであるとされている。なお、このサホビコの父とされるヒコイマスに関しては、『紀』開化六年正月甲寅条に、

次妃和珥臣遠祖姥津命之妹姥津媛、生彦坐王。

とあり、ここでは和邇臣氏の遠祖である姥津命の妹の姥津媛と、開化天皇との間に所生したのがヒコイマスであるとしている。このように諸史料の間で人名は若干異なるが、いずれにしても甲斐国造は和邇臣氏の始祖とされる人物の後裔として位置づけられていることが確認できる。実際、天平宝字五年(七六二)「石山院奉写大般若経所解」⁵⁾には、

漢部千代(甲斐国巨麻郡栗原郷戸主丸部千万呂戸口)などとなり、甲斐国巨麻郡栗原郷(現在の山梨市上栗原・下栗原⁶⁾)に丸部が居住していたことが知られる。よつて、甲斐国造は丸部が甲斐に設置されたこととともない、これを管掌することで中央の和邇臣氏と関係を持つようになり、その結果として同祖系譜を形成するに至つたと推測される。

しかしながら、甲斐国造と中央の和邇臣氏とは、同祖系譜を形成している点において結びつきが確認できるのみであり、それ以外に両者の関係を示す史料は見当たらない。では、甲斐国造はこのほかにいかなる形で中央との関係を構築していたのであろうか。

II 甲斐国造と大伴氏

まず、甲斐国造と中央の大伴連氏との関係を取り上げたい。『紀』天武元年(六七二)七月壬子条には、

是日、三輪君高市麻呂・置始連菟、當上道戰于箸陵。

大破近江軍、而乘勝、兼斷鯨軍之後。鯨軍悉解走、多殺士卒。鯨乘白馬以逃之。馬墮泥田、不能進行。則將軍吹負、謂甲斐勇者曰、其乘白馬者、廬井鯨也。急追

以射。於是、甲斐勇者馳追之。比及鯨、々急鞭馬。々能拔以出泥。即馳之得脱。將軍亦更還本處而軍之。

自此以後、近江軍遂不至。

3 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二一―一八。

4 磯貝正義「ヤマト王権と甲斐国」(『甲府市史』通史編一、甲府市役所、一九九一年)など。

5 『大日本古文书』五―二三六。

6 この地はかつての巨摩郡域から離れており、異説も出されている。原正人「郡郷の成立」(『山梨県史』通史編一、二〇〇四年)。

とある。これは壬申の乱において大和方面の戦線が終結を迎えた「中つ道の戦い」の場面であり、甲斐国と中央との関係を伝えた史料のうち、史実と考えられる最も古い記事である。戦闘の概略は省略するが、ここに「甲斐勇者」なる人物が登場する。その描写には「射る」・「馳せる」などの表現が用いられていることから、彼は射術をよくする騎兵であったことがうかがえ、先行研究では甲斐における国造・郡司クラスの有力氏族と理解されている⁽⁷⁾。それは上毛野国造の始祖である田道(『紀』仁徳五十三年五月条)や、倭国造の手彦(『紀』欽明二十三年七月是月条)など、国造およびその始祖が騎兵として戦闘に参加している事例からも裏付けられることができる⁽⁸⁾。もちろん、甲斐勇者が甲斐国造に任命された人であったかは不明であるが、壬申の乱に対する彼の関わり方から、甲斐と中央との関係を探ることは可能であろう⁽⁹⁾。

これに先立つ『紀』天武元年(六七二)六月丙戌条には、大海人皇子が「東海軍」を徵発するための使者を派遣したことが見えており、甲斐勇者はこの使者によって甲斐国から徵発された兵士であると考えられる⁽¹⁰⁾。ただし『紀』で彼が登場する箇所は、大友皇子の自刃後に時間を遡って記述されており、大伴連氏の家記をもとに挿入された箇所と推定される⁽¹¹⁾。また、彼は戦闘中に大伴吹負から直接命令を受けていることから、大将に近従する立場にあったことがうかがえる。とするならば、いくら甲斐を代表する勇者で

あったとはいえ、戦乱に際して徵発された二兵士がただちに大将を守護し、その活躍が大伴連氏の家記にまで載録されるとは考えがたい。しかも自身の非ではないにしろ、彼は廬井鯨を仕留めてはいないのである。これらのことからすれば、彼の出身母体である氏族は、壬申の乱以前から大伴連氏と何らかの形でつながりを持っていた可能性が高い。

そこで、甲斐国における大伴氏の分布を確認したい⁽¹²⁾。まず、山梨郡の人として伴直富成が見える(『統後紀』承和十一年(八四四)五月丙申条)。また、八代郡では擬大領の伴直貞貞と同郡人の伴秋吉が、のちに甲斐国二宮となる浅間神社(笛吹市)を創始したとされている(『三代実録』貞観七年(八六五)十二月九日条)。墨書土器でも、山梨郡の国分尼寺遺跡(笛吹市)から「大伴」・「伴」と記されたものが各点⁽¹³⁾、巨摩郡の健康村遺跡(北杜市)から「伴」と記されたものが一点、同じく巨摩郡の宮ノ前遺跡(韮崎市)から「伴」と記されたものが一点出土している⁽¹⁴⁾。

このように、甲斐国には大伴直氏・伴直氏(あるいは無姓の大伴氏・伴氏)が分布しており、そのなかには郡司に任命された者もいたことが分かる。また、これらの氏族が直姓を有していることからすれば、甲斐直すなわち甲斐国造との関係が想定される。甲斐に大伴部が設置された年代は未詳であるが、おそらくは欽明以降の王族に部名を含む人名が見られるようになり、さらに中央において大伴氏の活動が活発になる六世紀前半頃であろう。よって、甲斐国造(の前

7 関見「甲斐の勇者」(『関見著作集』五、吉川弘文館、一九九七年、初出一九五七年)。

8 直木孝次郎「馬と騎兵」(『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年)。

9 論文末に掲載

10 論文末に掲載

11 『日本古典文学大系68日本書紀』下(岩波書店、一九六五年)頭注など。

12 論文末に掲載

13 論文末に掲載

14 末木健「甲斐国古代氏族と墨書土器」(『甲斐』一〇九、二〇〇五年)。
なお、これらの墨書土器の年代は八世紀後半から十世紀前半である。

身集団)は甲斐における大伴部の設置にともなつて、その勢力から大伴直氏(のち伴直氏)を分出し、これに甲斐の大伴部を管掌させることで、中央の大伴連氏に対する仕奉關係を構築したと考えられる。両者の結びつきは壬申の乱以前に遡ると見て間違いない。

さらに、甲斐と大伴連氏との關係は、ヤマトタケルの酒折宮伝承からもうかがえる。この伝承は記紀で多少の相違があるが、『紀』景行四十年是歳条には、

蝦夷既平、自日高見国還之、西南歷常陸、至甲斐国、居于酒折宮。時拳燭而進食。是夜以歌之問侍者曰、

珥比麼利 菟玖波塙須擬弓 異玖用加彌菟流
(新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる)

諸侍者不能答言。時有秉燭者。続王歌之末而歌曰、
伽餓奈倍弓 用珥波虛虛能用 比珥波苔塙伽塙

(かかなべて 夜には九夜 日には十日を)

即美秉燭人之聡而敦賞。則居是宮、以鞞部賜大伴連之遠祖武日也。

と見えている。すなわち、ヤマトタケル一行が甲斐国の酒折宮に逗留し、常陸国からの遠い道程を思つて詠んだ歌に対して、秉燭者が機転を利かして応えた。この返歌に感心したヤマトタケルは、秉燭者に篤く褒美を取らせた。そして最後には、大伴連氏の遠祖武日に鞞部を賜つたと記されている。

この伝承は、四世紀後半に甲斐がヤマト王権(の服属したことを示すとする説や(15)、六世紀以降の交通体系を反映

したものとする説などが出されている(16)。伝承の解釈については別の機会に譲りたいが、ここで注目したいのは、末尾に置かれた大伴武日に対する鞞部賜与のエピソードである。この部分は前後の文脈からすれば唐突であり、後から付加された感が否めない。また、雄略朝に大伴公(室屋)が入部鞞部を賜つて衛門の開閉を担当したとする伝承(『姓氏録』左京神別中大伴宿禰条)や、同じく大伴室屋が鞞負三千人を従えていたとする伝承(『令集解』職員令左衛士府条所引弘仁二年(八二)十二月二十八日太政官符)などから、雄略朝における大伴室屋の伝承をもとにして、大伴武日への鞞部賜与が酒折宮伝承に挿入された可能性が指摘されている(17)。たしかに雄略天皇とヤマトタケルの類似性は、多くの先学が指摘するところである(18)。しかし、大伴室屋の伝承には、甲斐と結びつく要素が全く見られない。上記のように考えるならば、その舞台が甲斐に設定された理由を説明する必要があろう。

酒折宮伝承で大伴武日に与えられたのは、鞞部と記されるのみであり、具体的な氏族名は伝えられていないが、鞞負・鞞部を中央で統括したのは、ほかでもない大伴連氏である。それを示すものとしては、前掲の大伴室屋の伝承のほか、大伴室屋による白髪部鞞負の設置(『紀』清寧二年二月条)や、陸奥国における鞞大伴連氏・鞞大伴部の存在(『統紀』神護景雲三年(七六九)三月辛巳条)などがある。また、『紀』敏達十二年(五八三)是歳条では、火葦北国造刑部

15 磯貝正義「ヤマト王権と甲斐国」(前掲)など。

16 大隅清陽「ヤマトタケル酒折宮伝承の再検討」(『山梨県立博物館調査・研究報告』二二〇〇八年)。

17 吉田孝「酒折宮の説話の背景」(磯貝正義先生古稀記念論文集「甲斐の地域史的展開」雄山閣一九八二年)。

18 吉井巖「ヤマトタケル」(学生社、一九七七年)など。

靛部阿利斯登の子の日羅が百濟から来朝した際、大伴金村を「我君」と呼んだと記しており、かつて葦北国造（一族）は靛負として大伴連氏に仕えていたことが分かる。つまり各地の国造の中には、その一族を靛負として輩出すること

で、中央の大伴連氏と供奉関係を形成する機会が存在したのである（19）。これらことからすれば、甲斐国造がその一族を靛部として中央の大伴連氏のもとに出仕させていたために、靛部賜与の起源伝承が甲斐と結びつくこととなり、さらにはそれが大伴武日に仮託されて酒折宮伝承の中に取り入れられたと推定することができる。靛負・靛部は六世紀前半頃に各地に設置されたとされており（20）、その状況が甲斐においても例外でないとすれば、甲斐から靛負・靛部が輩出される状況は、六世紀代には整えられていたことになる。

以上、およそ六世紀代には甲斐国造（の前身集団）はその一部を割いて大伴直氏（のち伴直氏）とし、甲斐の大伴部を管掌することによって、中央の大伴連氏に対する仕奉関係を構築した。また、自らの一族から靛負を輩出して中央に出仕させ、中央の大伴連氏とのパイプをさらに強固なものとした。こうした古くからの縁故があったからこそ、壬申の乱で徴発された甲斐勇者は、大将である大伴吹負の側に付き従うことになり、その活躍が大伴連氏の家記にも載録されたのである。したがって、古くから甲斐の氏族と中央の大伴

連氏は結びついており、そこには甲斐国造が介在していたと考えることができる。

III 甲斐国造と馬

次に、甲斐における貢馬の問題を取り上げたい。長屋王家木簡のなかには甲斐国の出身者について記したものが複数見られるが、ここでは紙幅の都合から一点のみ示しておく（21）。

・馬司帳内甲斐四口米四升
・受勝麻呂十月廿四日（石嶋／書吏）

225・32・3 019

この木簡には「馬司」という文字が見えており、長屋王家の家政機関に馬を管理する部署が存在したことがうかがえる。この馬司を管理していたと思われるのが、帳内である（22）。帳内・資人は、内六位以下の子（位分資人は内初位の子）および庶人から登用することが規定されており（軍防令帳内条）、畿外の人に対しても門戸が開かれていた（23）。よって、木簡に見える「甲斐四口」は、長屋王家の馬司に奉仕することとなった甲斐出身者と見てよい。それは次の点からも裏付けられる。

第一は、甲斐黒駒伝承である。『紀』雄略十三年九月条には、

木工韋名部真根、以石為質、揮斧斲材。終日斲之、不

19 原島礼二「大化前代の親衛軍をめぐる問題」『歴史学研究』二四（一九六〇年）。

20 笹山晴生「日本古代衛府制度の研究」（東京大学出版会、一九八五年）など。

21 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五—二二。同様の木簡は計六点が確認されている。

22 軍防令給帳内条では、帳内は親王・内親王に対して与えられることになっているが、長屋王が親王身分ではないことは言うまでもない。当時の職位からすれば、実際には三位という位階に対する位分資人が与えられており、「帳内」というのは家政機関内で用いられていた慣習的な表記と理解される。山口英男「長屋王家と石山院」『山梨県史』通史編一、前掲）など参照。

23 和銅三年（七一〇）三月に、帳内・資人への畿外人の採用が一旦禁じられているが、『統紀』和銅三年三月戊午条、翌年には解除されている。

（『同』和銅四年（七一〇）五月己未条）。

誤傷刃。天皇遊詣其所。而怪問曰、恒不誤中石耶。真根答曰。竟不誤矣。乃喚集采女。使脫衣裙而著犢鼻、露所相撲。於是。真根暫停。仰視而斷。不覺手誤傷刃。天皇因噴讓曰、何処奴。不畏朕、用不貞心、妄輒答。仍付物部、使刑於野。爰有同伴巧者、歎惜真根、而作歌曰、

阿陀羅斯枳 偉儼謎能陀俱弥 柯該志須弥儼幡
旨我那稽麼 挖例柯柯該武預 阿挖羅須弥儼幡

(あたらしき 韋名部の工匠 懸けし墨繩 其が無
けば 誰か懸けむよ あたら墨繩)

天皇聞是歌、反生悔惜、喟然頽歎曰、幾失人哉。乃以赦使、乘於甲斐黑駒、馳詣刑所、止而赦之。用解徽纏。復作歌曰、

農播挖磨能 柯彼能矩盧古磨 矩羅枳制播 伊
能致志儼磨志 柯彼能俱盧古磨(二本、換伊能致志
儼磨志、而云伊志柯孺阿羅磨志。)

(ぬば玉の 甲斐の黒駒 鞍著せば 命死なまし
へい及かずあらし)甲斐の黒駒)

とある。ここでは、雄略天皇に処刑を命ぜられた韋名部真根という有能な木工が、甲斐黒駒の健脚によつて命を取り留めたことが伝えられている。末尾に載せられた甲斐黒駒を称える歌には、部分的に別の歌詞が伝えられていることから、この話は多くの人々の間で語られていたことが知られる(24)。よつて、甲斐が馬を飼育・産地する地域であるとい

うことは、少なくとも『紀』編纂段階では、中央の人々に広く認知されていたと考えられる。また、この伝承はのちに聖徳太子信仰と結びつくのであるが(『聖徳太子伝暦』推古二十七年(六二九)七月条など)、新たに創造される伝承が説得性を持つためには、その題材となる伝承が広く認知されていなければならないであろう。

第二に、実際に甲斐国からは馬が中央へ貢進されていた。天平三年(七三三)には、甲斐国から神馬が献上されている(『統紀』天平三年十二月丙子条)。甲斐国山梨郡散事の小長谷部麻佐も、御馬部領使となっている(天平十年(七三八)「駿河国正税帳」(25))。これより以前、天智七年(六六八)には近江に牧が設置されており(『紀』天智七年七月条)、文武四年(七〇〇)には諸国に牧が設置され(『統紀』文武四年三月丙寅条)、慶雲四年(七〇七)には牧で使用する焼印が頒布されている(『統紀』慶雲四年三月甲子条)。これらのことから、諸国における牧の整備は七世紀後半から開始され、八世紀初頭に急速に進められたことが分かる。この動向と軌を一にして甲斐でも牧が整備され、貢馬が開始されたと思われる。

第三に、甲斐国司に任命された人物には、馬と縁の深い氏族の出身者が散見される(26)。天平三年(七三三)の甲斐守は田辺史広足であったが(『統紀』天平三年十二月乙未条)、この田辺史の氏族伝承には埴輪馬の起源譚が見えてい(『紀』雄略九年七月壬辰条)。また、天平十三年(七四二)

24 大隅清陽「ヤマト政権と甲斐」
『山梨県史』通史編一、前掲。

25 『大日本古文書』二一〇八・二一三。

26 原正人「奈良時代の甲斐国司」
『山梨県史』通史編一、前掲。

に甲斐守に任ぜられた馬史比奈麻呂は、『統紀』天平十三年閏三月乙卯条)は、左右馬寮に置かれた馬部の負名氏であり(27)、靈龜二年(七六六)には馬史が「紫驃馬」を献上している(『統紀』靈龜二年六月辛亥条)。これらの田辺氏・馬史は、河内国安宿郡・古市郡を本拠とする渡来系氏族であるが、河内国は畿内における馬の飼育の中心地であった(『延喜式』左右馬寮御戸条)。彼らが赴任することで、甲斐には新しい技術がもたらされたのであろう。

第四に、甲斐国には御牧として、柏前牧・真衣野牧・穂坂牧が設置されていた(『延喜式』左右馬寮御牧条)。このうち柏前・真衣野の両牧からは計三十疋、穂坂牧からは三十疋が中央に毎年貢進され、年中行事の一つである八月の駒牽で天皇や諸臣の供覧に付された(『日本紀略』天長六年(八二九)十月丁未条など)(28)。御牧は甲斐国のほかに信濃・上野・武蔵各国にも置かれたが、牧数と年貢馬数の比率から、甲斐の御牧は他国に比べて大きかったことが指摘されている(29)。さらに、飼育馬数が千以上に及んでいたとする記事もある(『三代格』天長四年(八二七)十月十五日太政官符)。これらの御牧の設置年代は未詳であるが、柏前牧と真衣野牧は『弘仁式』段階で規定されていたことが明らかにされており(30)、令制の牧と延喜式制の牧の連続性を踏まえるならば(31)、甲斐における牧経営は少なくとも八世紀前半、あるいはそれ以前に遡る可能性があらう(32)。

一方、中央では王臣家などが健馬を競い求めるため、養老

五年(七二二)に馬の保有数を制限する政策がとられている(『統紀』養老五年三月乙卯条)。また、神龜五年(七二八)には、各国で騎射の技術に秀でた者を、各国の国郡司が王臣家などに勝手に出仕させることが禁止されている(『統紀』神龜五年四月辛卯条)。さらに『三代格』天長三年(八二六)二月十一日太政官符などには、中央へ貢納される馬に対して、馬長・馬医・書生・卜部・足工・騎士などが同行していたことが記されている。これらのことから、各地の牧より産出される良馬は相当の需要があり、その馬を扱う人材も都へ奉仕していた状況が確認できる。したがって、長屋王家の家政機関に帳内として出仕していた甲斐国出身者のなかには、馬に関する専門的能力・技術を買われて採用された者が含まれていたと考えられる。

では、これらの馬および人材の輩出は、誰の手によってなされていたのであろうか。甲斐国におけるその主体を直接的に示す史料は残されていないが、諸国からの貢馬には国造が関与していたことが知られる(33)。たとえば天武五年(六七六)には、大祓の際に国造が「馬一匹」を輸すことが命じられている(『紀』天武五年八月辛亥条)。この詔を継承したと思われる神祇令諸国条でも、同じく大祓で国造が「馬二疋」を出すことが定められている。『令集解』当該条の穴記・跡記・朱説には、国造がいけない場合は馬を出さないとする説が示されていることから、大祓における貢馬は国造に限定的に課された任務であったと推測される。さら

27 佐伯有清「馬の伝承と馬飼の成立」『日本古代史の窓』吉川弘文館、一九七五年、初出一九七四年。

28 大日方克巳「八月駒牽」『古代国家と年中行事』講談社、二〇〇八年、初版一九九三年。

29 牧数・年貢馬数は、甲斐国(三牧・六十疋)、信濃国(十六牧・八十疋)、上野国(九牧・五十疋)、武蔵国(四牧・五十疋)である。

30 川尻秋生「御牧制の成立」『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九九年。

31 山口英男「八九世紀の牧について」『史学雑誌』九五・二、一九八六年。

32 塩部遺跡・東山北遺跡・桜井畑遺跡(いずれも甲府市)から、四世紀末から五世紀初頭の馬歯・馬骨が出土している。また、五世紀後半のかんかん塚古墳(甲府市)など多数の古墳から馬具が出土している。今福利恵「甲斐国山梨郡・八代郡・都留郡における古代牧についての一視点」『研究紀要』二、山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター、二〇〇五)など参照。

33 新野直吉「日本古代地方制度の研究」(吉川弘文館、一九七四年)。

に『紀』大化二年(六四六)三月辛巳条では、東国に派遣された国司の罪状が列挙されているが、そのなかに朴井連・押坂連が「国造之馬」を取ったことや、膳部臣百依・河辺臣磐管・同湯麻呂が同じく「国造之馬」を取って他の馬に換えたことが見えており、国造が独自に馬を保有していたことが分かる。と同時に、後者で馬の交換が問題視されていることからすれば、国造が馬を差し出すことに意味があったようである。この点については、祭祀的な側面を重視する見方もあるが(34)、貢馬という行為には軍事的な目的が第二に挙げられる。また、贖罪として馬を献納する事例も見受けられるが(『紀』允恭五年七月条・欽明元年九月条)、これについては地域の一定範囲に影響力を行使し得る国造が、その地域を代表して王権への服属や忠誠を表明するために馬を献納したものと理解しておきたい(35)。

さらに、前述の『令集解』神祇令諸国条の古記・穴記は、郡司の貢納物は郡司が私的に手配したと述べている。よって、国造が出す馬も国造が私的に用意したと類推することができる(36)。古記・穴記のこうした理解は、国造が独自に馬を調達する基盤を有していなければ成立しない。これを傍証するものとして、信濃国の事例が挙げられる。『三代格』弘仁三年(八三二)十二月八日太政官符には、金刺舎人八麻呂が伊那郡大領と信濃国牧主当を兼任していたことが見える。金刺舎人は信濃国造の後裔と考えられていることから(37)、彼が信濃国牧主当に任命されたことの背景には、律令制以

前における信濃国造の牧経営への関与があったと見られる。とするならば、甲斐国の場合も似たような道程を辿った可能性が高い。

すなわち、かつて大化前代には甲斐国造が独自に馬の飼養を行っており、七世紀後半から八世紀初頭にかけて牧が設置・整備されると、その技術や施設を基盤として、甲斐国造の後裔氏族は牧の経営に引き続き関与したのではなからうか。これまで見てきた甲斐黒駒伝承や、壬申の乱に騎兵として参加した甲斐勇者の活躍、さらに長屋王家の馬司への帳内の出仕は、いずれも甲斐における牧の経営や馬の貢上を示す一連のものとして捉えることができる。そして、そこには甲斐国造とその後裔氏族が深く関わっていたと考えられるのである。

IV 結語

以上、本稿では、甲斐国造は六世紀代に甲斐に大伴部が設置されたことにともない、勢力の一部を割いて大伴直氏を分出してこれを管掌させ、さらに靱負・靱部を輩出するなど、中央の大伴連氏との間に密接な関係を構築していたこと、また、甲斐国造は大化以前から馬を生産しており、その後裔氏族は令制下の牧が甲斐国に設置された後も、牧の経営に引き続き関与して、長屋王家などに良馬や技術者を提供していたことを明らかにした。これらの点を踏まえ得るな

34 高橋富雄「国造制の問題」

(『歴史学研究』二四四、一九六〇年)。

35 高橋富雄「古代東国の貢馬に関する研究」(『歴史』一七、一九五八年)。

36 山口英男氏は、在地有力者層を中心とする民間による馬の所有・調達が

八世紀以前に遡ることを指摘している(山口英男「八九世紀の牧について」前掲)。

37 関見「科野国造の氏姓と民族的展開(前掲)、小林敏男「科野(信濃)国造に関する考察」

(井原今朝男ほか編『論集東国信濃の古代中世史』岩田書院、二〇〇八年)など。

らば、冒頭でも触れたように、ヤマト王権に対する甲斐国造の従属性をことさらに強調するのは、正当な評価とは言えないであろう。たしかに、各地域の氏族が国造に任命されることは、その氏族にとっては王権に服属することを意味する。しかし、中央と接触・交流の機会を得ることは、当然ながら自らの本拠における支配権力の強化にもつながる。むしろ、甲斐国造（の前身集団）は、ヤマト王権の地域支配体制に積極的に参加して国造に任命されることで、甲斐地域に対する支配権の承認を意味する「甲斐直」という「氏姓」（職名的称号）を獲得し、それによって在地での支配体制を強固なものにすると同時に、中央との間に複数の仕奉関係を構築しながら、古代国家の形成期を巧みに生き抜いたと理解することができる。

さて、最後に改めて言及したいのは、甲斐国造が和邇臣氏との間に形成した同祖系譜についてである。筆者は別稿において、近江から美濃にかけて所在する淡海（近淡海安）、近淡海、本巢、美濃（三野・三野前）、牟義都ら各国造を取り上げ、これら諸国造の間に和邇臣氏の始祖を介した同祖関係が形成されていたこと、そして、この関係が七世紀末の段階に至っても一定の役割を果たしていた可能性を指摘したことがあるが³⁸、それとは対照的に、甲斐国造の場合はその痕跡が全くうかがえないのである。両地域でこのような相違が生じた背景には、同祖系譜の地理的な展開状況が深く関わっていたと考えられる。和邇臣氏については、六世紀代

に春日臣・小野臣などの各氏に分裂したことが指摘されている³⁹。こうした和邇臣氏の分裂にともない、各地域に本拠を構える諸国造にとっては、その同祖系譜も求心力を失った可能性が高い。しかしながら、同祖系譜がいわば「面」としての広がりを見せていた近江・美濃地域では、中央の和邇臣氏の盛衰にかかわらず、近接する複数の国造間で相互交流が続けられたために、同祖系譜が機能し続けたのであろう。一方、甲斐地域では近隣の国造にこれを共有するものがなく、いわば「点」として同祖系譜が存在していたために、中央の和邇臣氏との関係の意義が薄れてしまったと考えられる。

そもそも氏族系譜とは、単なる祖先に関する記録・記憶ではなく、氏族同士の政治的関係を反映したものである。よって、それは始祖伝承や本系などの形で固定化・文字化されなければ意味をなさないが、その反面、それはあくまでもある時点での姿を切り取ったものに過ぎないのであり、時代とともに現実との間に齟齬が生じることは十分にあり得る。こうしたことを踏まえて、熊谷公男氏は「同祖系譜が形成された時点におけるような相互の統合関係が消滅してしまつてからも、同祖関係だけは存続するというようなケース」を想定している⁴⁰。甲斐国造と和邇臣氏との関係は、まさにこのケースに当てはまるであろう。さらに言うならば、このように氏族系譜がかつての政治的関係を伝える「過去」のものとなり、その氏族の「現在」を反映しなくなった

³⁸ 拙稿「和珥氏系譜の展開とその背景」
〔『早稲田大学大学院文学研究科紀要』
四九―四二〇〇四年〕。

³⁹ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」
〔『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、
初出一九六〇年〕。

⁴⁰ 熊谷公男「令制下のカバネと
氏族系譜」〔『東北学院大学論集』歴史学・
地理学一四、一九七九年〕。

段階を経て、系譜の組み替えや始祖の假冒が行われるに至るといふ道筋が想定される。その意味で、甲斐国造と和邇臣氏の同祖関係は、氏族系譜が持つ「不変性」と「可変性」の攻防の最前線を切り取ったものと言えるのである。

註 9

星野良作氏は、『古屋家家譜』に見える大伴山前連氏を甲斐勇者の出身氏族と推定している（星野良作「壬申の乱と大伴連氏」『壬申の乱研究の展開』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九五年）。『古屋家家譜』の史料性については改めて検討したいが、大伴氏との関係を指摘している点は傾聴に値する。

註 10

関晃「甲斐の勇者」（前掲）。なお、直木孝次郎氏は、徴兵から戦闘までの日数に不自然な点があるとして、甲斐勇者を壬申の乱以前より大伴吹負に仕えていた従者と解したが（直木孝次郎『壬申の乱増補版』塙書房、一九九二年、初版一九六一年）、それに対して大隅清陽氏は、戦闘が行われた日付を再検討して、直木氏の批判を受けても関晃の理解が成立することを指摘している（大隅清陽「甲斐の勇者」『山梨県史』通史編一、前掲）。筆者も大隅氏の見解に従いたい。

註 12

『古屋家家譜』によれば、継体朝に大伴磐が山梨郡の「山前之邑」へ遷居し、庚午年籍では稲人（磐の孫）と真楯・広川（曾孫）が「大伴山前連」を賜姓され、天武十三年（六八四）には方麻呂（玄孫）が「大伴直」へ改姓している。

註 13

七世紀後半頃に建立された白鳳寺院の寺本廃寺（笛吹市）は、国分尼寺と同じ川田瓦窯跡（甲府市）から瓦の供給を受けており、両寺の造営には大伴氏が関与した可能性が指摘されている（坂本美夫「寺本廃寺と古墳群・集落の関係」『寺本廃寺』山梨県東山梨郡春日居町教育委員会、一九八八年）。

A Study on the Genealogy of Kai-no-Kuninomiya-suko

Masanobu Suzuki

In the past, I consideration did concerning "uji" and "kabane" of Kai-no-Kuninomiya-suko. With last article, I made clear that "uji" and "kabane" of Kai-no-Kuninomiya-suko was "Kai-no-Atai". And in the precedent study, it has been said that there was powerful power in Kai, but it was defeated by Yamato sovereignty. However, I pointed out that it must be reexamined. Therefore, in this report, I focused on the relations of Kai-no-Kuninomiya-suko and the central power, pointed out the following points.

The first point, Kai-no-Kuninomiya-suko built the relations that were close to Ohotomono-Muraji. The second point, Kai-no-Kuninomiya-suko raised horses and gave to central power them. The third point, it is not right to emphasize subsidiarity of Kai-no-Kuninomiya-suko for the Yamato sovereignty. Rather Kai-no-Kuninomiya-suko participated in the local rule system of the sovereignty positively, acquired an opportunity to interchange with central power, it was thereby given "Kai-no-Atai" from sovereignty.

Furthermore, I paid attention to the genealogy of Kai-no-Kuninomiya-suko. Kuninomiya-suko which is located in Ohmi and Mino areas are same tribes, the relations functioned until the late seventh century. However, it is not indicated at all in Kai-no-Kuninomiya-suko. It depends on geographical

development. In other words it functioned because the family of the circumference took the same genealogy in Ohmi and Mino areas. In contrast, it lost the function because the family of the circumference did not share the genealogy in the Kai area.

